

## 嘉穂劇場施設改修・管理運営計画策定支援業務委託 仕様書

### 1. 業務名

嘉穂劇場施設改修・管理運営計画策定支援業務委託

### 2. 履行場所

飯塚市 地内

### 3. 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

### 4. 業務の目的

令和3年9月に贈与を受け現在休館中である嘉穂劇場について、令和5年2月に今後の嘉穂劇場のあり方について附属機関より答申を受けた。本業務はこの答申を踏まえ、嘉穂劇場を再開させるために必要な施設設備等の改修並びに嘉穂劇場の役割が十分に発揮できるよう効果的、効率的な管理運営を行うための嘉穂劇場施設改修・管理運営計画（以下「施設改修等計画」）を一体的に策定するため専門的、技術的な見地から支援を行うものである。

### 5. 計画区域及び施設の概要

- |            |                         |                                    |                         |
|------------|-------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| (1) 名称     | 嘉穂劇場（昭和6年開場）            |                                    |                         |
| (2) 施設の概要  | 劇場本体、売店棟、楽屋棟、事務所 等      |                                    |                         |
| (3) 所在地    | 飯塚市飯塚5番23号              |                                    |                         |
| (4) 文化財的評価 | 国登録有形文化財（平成18年11月29日登録） |                                    |                         |
| (5) 用途地域   | 商業地域                    |                                    |                         |
| (6) 構造     | ＜劇場本体＞木造・大波トタン葺・2階建     |                                    |                         |
| (7) 面積等    | ＜劇場本体＞                  | 建築面積 1,144.43 m <sup>2</sup> 、延床面積 | 1,513.71 m <sup>2</sup> |
|            | ＜楽屋棟＞                   | 建築面積 132.256 m <sup>2</sup> 、延床面積  | 236.585 m <sup>2</sup>  |
|            | ＜売店棟＞                   | 建築面積 92.157 m <sup>2</sup> 、延床面積   | 169.446 m <sup>2</sup>  |
| (8) 計画区域   | 別紙「計画区域図」のとおり           |                                    |                         |

### 6. 業務にかかる基準等

本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、下記の計画、規則等と整合性を図りながら実施するものとする。

- (1) 嘉穂劇場保存活用計画(策定中)
- (2) 嘉穂劇場耐震調査等業務委託報告(策定中)
- (3) 飯塚市契約規則及び飯塚市委託契約約款

(4) その他関係法令及び規則、通達等（建築基準法、消防法等）

## 7. 業務体制の届け出

業務を履行するにあたり履行体制を表した書面を提出するものとする。

## 8. 業務の内容

### (1) 嘉穂劇場にかかるコンセプトの策定

嘉穂劇場が目指す運営等のコンセプトについて整理する。なお、令和4年度に飯塚市の附属機関「飯塚市文化施設活用検討委員会」がこれからの嘉穂劇場の活用の方策について答申を行っている。コンセプトの策定に当たっては、その検討委員会での協議結果等を踏まえること。

本項目にかかる具体的な業務は以下のとおりである。

- ① これまでの経緯の整理
- ② 上位計画、関連計画の確認
- ③ 基本理念、基本方針の策定
- ④ 参考となる他の事例調査の実施

### (2) 施設改修計画の策定

老朽化の進行している嘉穂劇場について、文化財的価値を残しながら現代に生きる劇場として利用していくために必要な改修計画を策定する。作成に当たっては、発注者との綿密な協議を行うこと。なお、劇場敷地内に存在する各種建造物の利活用についても検討すること。

現在、嘉穂劇場は耐震診断調査を行い、令和5年度中に耐震補強計画案を策定する予定としている。耐震補強計画に影響を及ぼす各種設備等については、発注者が指定する時期までに計画素案を策定するものとする。

加えて、一体的に策定する後述(3)管理運営計画から提起される施設への要件について十分に配慮しながら策定する。

具体的な業務内容は以下のとおりである。

- ① 現況調査(目視調査、動作試験、既存資料調査)  
現在、嘉穂劇場に関しては耐震診断調査と保存活用計画策定にかかる現況調査が進行している。本業務に対してはこれらの業務で得られた成果を受注者に情報提供することができる。
- ② 改修方針案の作成
- ③ 施設改修計画案の作成（建物本体並びに舞台、客席、舞台裏、技術諸室など）
- ④ 一般設備改修計画案の作成（空調、電気、給排水・衛生など）
- ⑤ 舞台設備改修計画案の作成（舞台機構、照明、音響、映像、舞台進行連絡設備など）

⑥ 計画区域内に存在する各種建造物及び敷地の利活用に関する検討を踏まえた改修案の作成

③～⑥の項目に関する改修の検討は、現況調査に基づいて行うものとし、改修コスト、工期、完成後の維持管理、中長期の修繕計画等を考慮し、必要に応じ複数案を提示したうえで比較検討を行うこと。

⑦ 概算工事費の算定

③～⑥の項目にかかる改修の検討結果をもとに、項目ごとに嘉穂劇場の改修にかかる概算工事費を算定すること。

⑧ 工程計画案の作成

改修にかかる事業全体のスケジュール案を作成すること。スケジュールの作成に当たっては工期の短縮について工夫すること。

(3) 管理運営計画の策定

嘉穂劇場の施設機能や役割が真に発揮されるとともに、効果的かつ効率的な施設の運営及び管理が行われるよう、管理運営計画を策定する。なお、管理運営計画が施設や設備のありようを規定することとなるため、前述(2)施設改修計画と連動させて策定すること。具体的な業務は以下のとおりである。

① 年間利用計画案の作成

嘉穂劇場の稼働率や実施事業等を想定し、年間の利用計画案を作成する。なお、開館までのイベントや開館記念事業なども含むものとする。

② 運営体制案の作成

嘉穂劇場の組織構成や人員数、専門家の登用など運営体制や業務内容にかかる方針等を作成する。

③ 利用規則案の作成

利用時間や休館日、利用料金等をはじめとする利用規則案及び条例案を作成する。

④ 収支計画案の作成

劇場運営にかかる収支の予測から収支計画案を作成する。

⑤ その他、嘉穂劇場の運営にかかる関係部署との連携や広報のあり方など関連事項の検討

開館までのスケジュールの検討

(4) 委員会の開催支援

飯塚市が設置する『飯塚市文化施設活用検討委員会』の開催に必要な資料の作成及び会議の開催補助、会議録の作成等を行う。

なお、委員会は6回程度の開催を予定している。

(5) 市民意見の聴取

嘉徳劇場の運営に対する市民の意見を集約する手段として、市民等を対象としたワークショップを開催する。その際の開催にかかる広報、ワークショップの運営、資料作成、意見集約等を行う。

なお、ワークショップは6回程度の開催を予定している。

(6) その他関連する業務

施設改修等計画の策定に必要なその他事項の検討を行う。

(7) 打ち合わせ

委託業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は綿密な打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義をたすものとし、その内容について受注者がその都度記録するものとする。当該記録については、電子データで速やかに作成し、発注者、受注者確認の上、発注者へ提出すること。

打ち合わせはオンライン等も活用するが、状況によっては対面を求めることがある。

9. 資料の貸与

業務の履行に必要な資料について、受注者から発注者に対し貸与の依頼があった場合には、発注者がこれを準備するものとする。貸与された資料について、受注者は発注者の許可なく本業務の目的外で使用することを禁止するとともに、破損、紛失、盗難、事故等がないよう、厳重に管理保管するものとする。なお、貸与資料の管理保管について重大な過失があった場合には、受注者がその責務を負うものとする。

10. 成果品及び納入期限等

(1) 成果品

- ① 施設改修等計画書の原稿データ
- ② 計画書策定に関する資料のデータ
- ③ 会議録、ワークショップ、その他本業務にかかる資料のデータ

(2) 納品物

- ① 施設改修等計画書（A4サイズ、縦、簡易製本） 10部
- ② (1) ①～③の電子データ（CD-R） 2枚

ワード、エクセル又はパワーポイントデータのいずれかの編集可能なデータ形式とする。

(3) 納入期限

令和6年3月31日

(4) 納入先

飯塚市教育委員会文化課

11. 中間報告の実施

令和 6 年度に早急に取り組むべき事項について、令和 6 年度当初予算要求が可能となるよう、10 月初旬に概算工事費等を算出すること。

12. 支払方法

業務完成確認後、受注者の正当な請求に基づき請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。

13. その他

- (1) 前述のとおり、嘉穂劇場は令和 4 年度から耐震調査に着手しており、令和 5 年度前半にその結果が判明する予定である。また、本市では文化財保護法に基づく飯塚市文化財保存活用地域計画を令和 4 年度に策定し、嘉穂劇場保存活用計画も例話 5 年度中に策定することとしている。本業務の実施に当たっては、これらの計画等との整合性を図り、かつ、速やかな劇場再開ができるよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の履行に当たっては、飯塚市と緊密に連絡を取り、履行すること。
- (4) 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ市の承諾を得ること。
- (5) 本業務に基づき作成された資料等に関しての著作権等の権利は飯塚市に帰属するものとする。
- (6) 業務の履行に際しては、環境に配慮し、紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。

別紙 計画区域図（青枠内を計画区域とする）

